

Health Navi

春 2014
April



エイチ・アイ・エス健康保険組合

- 平成26年度予算と事業計画が決まりました
- 被保険者及び被扶養者の方は1年に1回無料で健康診断を受診できます
- メタボリックシンドロームの危険性を知っていますか？
- WEB医療費明細及びジェネリック医薬品差額通知をご活用ください

- ジェネリック医薬品はこんなにおトクです
- 産休中の保険料が免除されます
- 出産手当金付加金の一部見直しについて
- 健保からのお知らせ

公告第76号

平成26年度 予算と事業計画が決まりました

平成26年度の予算の概要

平成26年2月26日開催の第24回組合会において、平成26年度予算が承認されました。その内容は、一般勘定に関しては実質的には赤字予算となっております。主な要因としては、義務的な支出（保険給付費の法定部分と納付金）の増大ペースが、保険料収入の伸びを遥かに上回っていることです。今年度に関しては、保険料率やカフェテリアポイントは据え置き、人間ドック等の補助額は、堅持することとさせていただきますが、健保組合の財政は緊迫した状態が続いており、年々厳しさが増大していくものと考えております。また今後、被保険者の平均年齢の上昇に伴い被扶養者増加傾向やそれに伴う、医療費増大の抑制は喫緊の課題です。医療費削減の取り組みである「ジェネリック医薬品」の使用や適正な医療受診を心がけ、また「メタボリックシンドローム」にならないための日々の生活習慣を一人一人が意識、実践して頂くよう改めてお願い致します。

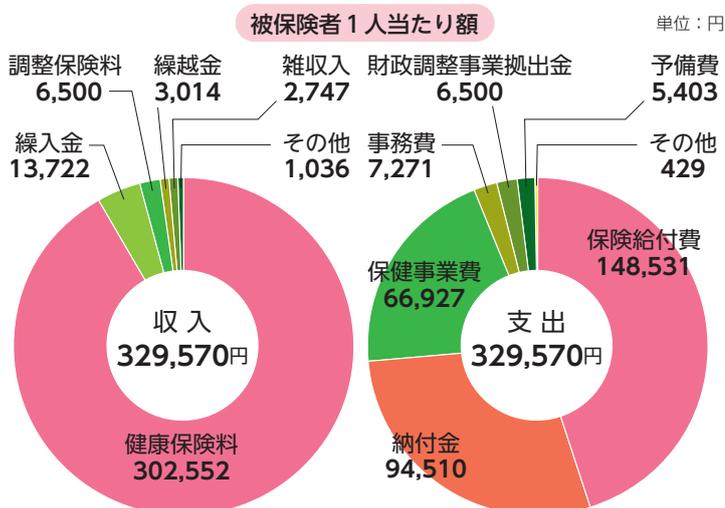
一般勘定

収入総額の9割超を占めるのが、事業主と被保険者の皆様に納めていただく保険料です。

26年度は、保険料収入は9%の伸びを見込んでおります。一方で支出は、保険給付費と納付金のみで保険料収入の80%を占めております。また保健事業費に関しては、平均年齢上昇に伴う35歳以上の人間ドック健診率向上により費用が増大すると見込んでおります。これら3つで保険料収入額をオーバーするため、①25年度の決算残金予定額を繰り越すこと、②これまで貯めた積立金を取り崩して繰り入れることで補うこととしました。

一般勘定の基礎数値

被保険者数	5,830人
平均標準報酬月額	275,000円
総標準賃与額	4,237,000千円
保険料率	78/1000



収 入		
科 目	予算額 (千円)	被保険者1人当たり額 (円)
健康保険料	1,763,880	302,552
調整保険料	37,896	6,500
繰越金	17,574	3,014
繰入金	80,000	13,722
国庫補助金	202	34
特定健診等事業	2,047	351
財政調整事業交付金	3,800	651
雑収入	16,020	2,747
合計	1,921,419	329,570

支 出		
科 目	予算額 (千円)	被保険者1人当たり額 (円)
事務費	42,390	7,271
保険給付費	865,940	148,531
法定給付費	824,661	141,451
付加給付費	41,279	7,080
納付金	550,996	94,510
保健事業費	390,185	66,927
還付金	305	52
営繕費	900	154
財政調整事業拠出金	37,897	6,500
その他	1,302	223
予備費	31,504	5,403
合計	1,921,419	329,570

※端数処理により合計が必ずしも一致しないことがあります。

介護勘定

近年、40歳到達者の増加ペースが加速しているため、介護納付金が今年度も前年度比33%増と引き続き高い伸び率となっております。これに対し、一人当たりの保険料収入額は年々低下している状態です。介護保険料率は、平成25年度同様13/1000に据え置いておりますが、次年度以降、介護納付金を納めるために保険料率を上げざるを得ない状態が続いていくものと考えられます。

介護勘定の基礎数値	
第2号被保険者数	1,178人
第2号被保険者たる被保険者数	825人
平均標準報酬月額	370,000円
総標準賞与額	1,113,000千円
保険料率	13/1000

収入		
科目	予算額 (千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介護保険収入	62,088	75,258
繰越金	194	235
雑収入他	2	2
合計	62,284	75,490

支出		
科目	予算額 (千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)
介護納付金	59,955	72,672
介護保険料還付金	20	24
積立金	2,309	2,798
合計	62,284	75,490

平成26年度の事業計画

● 平成26年度に実施予定の保健事業

- ① カフェテリアメニューによる保健事業の実施
カフェテリアポイントを30,000付与(継続)
- ② 人間ドック(35歳以上の本人とその被扶養者)
- ③ 生活習慣病健診(30歳以上の本人とその被扶養者)
- ④ 簡易生活習慣病健診(30歳未満の本人と被扶養者)
- ⑤ WEB医療費通知の実施
- ⑥ インフルエンザ予防接種費用の補助
- ⑦ 24時間電話健康相談の実施
- ⑧ メンタルヘルスの相談サービスの実施
- ⑨ 育児書の配布
出産のあった被保険者及び被扶養者に育児冊子の配布
- ⑩ メタボリック予防対策事業の実施
特定健診・特定保健指導の実施
 - ・40歳～74歳の被保険者本人だけでなく、家族である被扶養者の方も全額補助対象です。
 - ・健診の結果、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)と言われる脂質異常、高血圧、高血糖の方を対象にそのレベルに応じた保健指導が行われます。(40歳未満の方も、ご希望があれば、対応いたします)
- ⑪ メンタルヘルス予防対策
- ⑫ 付加給付(出産手当金付加金、出産育児一時金付加金)

● 保険料率

- ① 健康保険料：78/1000(据え置き)
- ② 介護保険料：13/1000(据え置き)

● その他特記事項

★ 出産手当金付加金の改定(平成26年度4月施行)

平成26年4月施行の法改定により、産前産後休業期間中の社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)が免除となります。これに伴う保険料の収入減と同額分を付加給付率の引き下げによって調整致します。

「出産手当金付加金」:

【休業1日につき標準報酬日額×12.2%】へ変更。

詳細は、健保ホームページにて確認願います。

【産前産後休業期間中の保険料免除について】

★ 今年度の注力事業

- ・メタボリック予防対策
 - －情報提供ツール(WEB支援システム)の充実
 - －メタボの対策の情報共有・見える化
- ・ジェネリック医薬品利用促進、啓蒙
 - －現在のWEB医療費通知にて差額の通知

★ 27年度以降の検討見直し予定の事業

- ・カフェテリアプラン、付加給付制度の見直し等
⇒ 支出に関わる事業の調整、見直しなど



……………被保険者及び被扶養者の方は1年に1回健康診断を受診できます……………

各医療機関と契約している基本コースについては、自己負担は一切ありません。積極的に受診して、疾病予防にお役立てください。なお、オプション検査を希望する場合は、各基本健診コース費用+オプション検査項目費用が補助額内までは健保組合が負担します。費用は医療機関により異なりますので、詳しくは当健保HPの「健診予約」のリンクバナーからのログインまたは予約時にご確認ください。

年齢	生年月日	基本健診コース（種類）	婦人科	補助額 オプション検査項目追加時
29歳以下	1985年4月1日以降	簡易生活習慣病健診	-	6,500円
30～34歳	1980年4月1日～ 1985年3月31日	生活習慣病健診 （+婦人科）	希望者	31,000円
35歳以上	1980年3月31日以前	人間ドック	希望者	80,000円

※補助額を超えるオプション検査費用は、現金またはカフェテリアポイントで支払うことが可能です。ポイント利用は、契約項目のみ可能で、健保組合のホームページからの事前登録が必要になります。
※医療機関により人間ドックに婦人科検査が含まれている場合と含まれていない場合がありますので、予約時にご確認ください。含まれていない場合はオプション検査となり、表の補助額までを健保組合が負担します。
※年度末(今年度は平成27年3月31日)時点の年齢が基準です。

……………メタボリックシンドロームの危険性を知っていますか?……………

日本人の三大死因は、がん・心臓病・脳卒中ですが、そのうち心臓病と脳卒中は動脈硬化が要因となる病気です。メタボリックシンドロームになると、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の一手前の段階でも、これらが内臓脂肪型肥満をベースに複数重なることによって、動脈硬化を進行させ、ひいては心臓病や脳卒中といった命にかかわる病気を急速に招きます。



メタボリックシンドロームは知らないうちに、危険因子を次々と引き起こして動脈硬化を進行させ、その危険因子が重なって、死への危険を早めていることを覚えておいてください。

特定健診と特定保健指導を受けましょう

特定健診はこのようなメタボリックシンドロームとその予備群の方を見つけ出すために行う健診です。年1回は受けましょう。特定保健指導の対象者となった方は生活習慣改善のよいきっかけとなりますので、必ず受けるようにしてください。



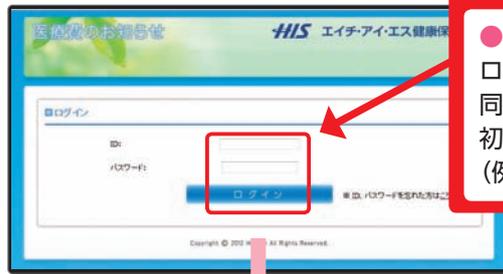
【…… WEB医療費明細及びジェネリック医薬品差額通知をご活用ください……】

当健保ホームページよりつながることができる「医療費明細」ですが、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額表示機能がついています。データは毎月更新されますので、どうぞご利用ください。

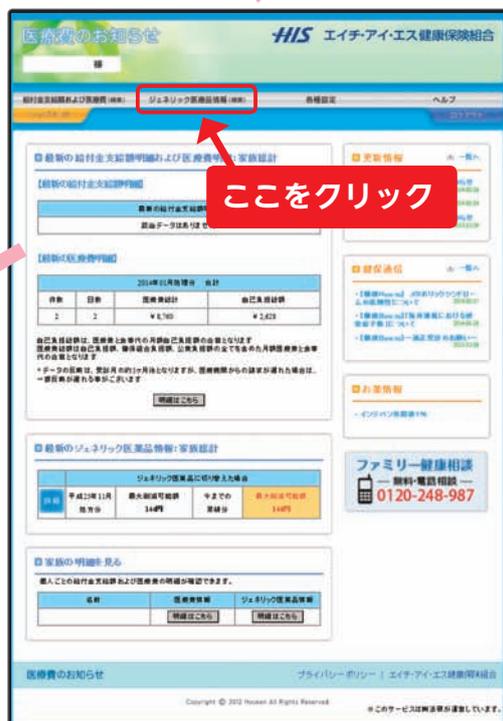
エイチ・アイ・エス健保ホームページ
<http://www.hiskenpo.or.jp/>

ID、パスワードを入力してログインをクリック

●ログイン方法
 ログインID…カフェテリアと同じIDを入力
 初期パスワード…生年月日
 (例：19840901)



※スマホでも利用できます
 ①当健保のHPにスマホのブラウザからアクセス
 ②「医療費明細」のバナーをクリック



ジェネリック医薬品を利用した場合の差額が表示されます。

WEB医療費明細を見ることができます

【……ジェネリック医薬品はこんなにおトクです……】

例	花粉症	細菌感染によるかぜ (抗生物質)								
	(1日1錠、3カ月間服用した場合)	(1日2錠を5日間、家族で年5回服用した場合)								
	<table border="1"> <tr> <td>先発医薬品</td> <td>ジェネリック医薬品</td> </tr> <tr> <td>3,942 円</td> <td>818 円</td> </tr> </table>	先発医薬品	ジェネリック医薬品	3,942 円	818 円	<table border="1"> <tr> <td>先発医薬品</td> <td>ジェネリック医薬品</td> </tr> <tr> <td>1,371 円</td> <td>543 円</td> </tr> </table>	先発医薬品	ジェネリック医薬品	1,371 円	543 円
先発医薬品	ジェネリック医薬品									
3,942 円	818 円									
先発医薬品	ジェネリック医薬品									
1,371 円	543 円									
	→ 3,124 円 安い	→ 828 円 安い								

※上記は3割負担の場合の薬代のみの金額です。このほか、薬の処方に必要な各種費用がかかります。(日本ジェネリック医薬品学会・2013年4月現在)
 ※先発医薬品と、もっとも安いジェネリック医薬品を比較しました。

注意! すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師の治療上の方針により、ジェネリック医薬品を利用できない場合もあります。

ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後、先発医薬品と同じ有効成分で作られた医薬品のことです。後から作られるため「後発医薬品」とも呼ばれています。

2014年4月30日以降に産休が終了する方は

産休中の保険料が免除されます



4月から、産前産後休業期間中も、育児休業中と同様に保険料(健康保険・厚生年金)が免除されるようになります。産前産後休業期間とは、産前42日(多胎妊娠の場合は98日)、産後56日のうち、被保険者が業務に従事しなかった期間です。

例

- 産前産後休業期間：4月25日～8月5日
- 保険料免除：4・5・6・7月分

保険料が免除される期間は？
産前産後休業期間中の健康保険料免除期間は、産前産後休業を開始した日の含まれる月から、その産前産後休業が終了する日の翌日が含まれる月の前月までの期間です。

開始 産前休業 4/25
予定日 6/5
出産 6/10
開始 産後休業 6/11
終了 産後休業 8/5
開始 育児休業 8/6

← 産前産後休業 → ← 育児休業 →

産前休業
出産予定日以前42日+
出産予定日より遅れた5日

産後休業
出産の日後56日

※育児休業等期間は原則1歳になるまで。とくに必要と認められた場合は1歳6か月になるまで。
※育児休業等期間も保険料は免除されます。

例えば、出産予定日が6月5日、出産日が6月10日、産後休業の終了日が8月5日の場合、産前産後休業期間は4月25日から8月5日までとなります。このうち、健康保険料免除期間は4、5、6、7月分です。

産前産後休業終了後の標準報酬月額改定の特例
産前産後休業終了後に育児休業を取得せず復職し、育児等を理由に報酬が下がった場合は、被保険者の申し出により標準報酬月額が改定されます。

公告第75号

出産手当金付加金の一部見直しについて

上記の改正に伴い、当健保組合の出産手当金の付加給付制度の一部見直しがあります。産前産後休業中の保険料免除に伴い、付加給付率の引き下げを行い、給付の調整を行いました。*付加給付制度は、当健保組合が独自に上乘せしている給付金です。 *法定給付(法律で定められた給付金)には変更はありません。

	【平成26年3月31日まで】	【平成26年4月1日以降】
出産手当金付加金	休業1日につき標準報酬日額×20%	休業1日につき標準報酬日額×12.2%
健康保険料	産前産後休業終了まで徴収あり	産前産後休業中の保険料免除
厚生年金保険料		

健保からのお知らせ

●「被扶養者異動届」の提出はお早めに

春は就職、卒業など被扶養者の異動が多いシーズンです。被扶養者が就職や収入の増加などで資格を失った場合は、5日以内に保険証を添えて「被扶養者異動届(減)」を提出してください。被扶養者の資格を失ったのに手続きを行わず、保険証を使用した場合は健保組合から医療費の返還請求を受けることがあります。

●保険証を本人確認用書類として使用したい場合…

裏面に住所記入欄のない旧タイプの保険証をお持ちの方は、新タイプへの差し替え再発行が必要です。引き続き、受付をしておりますので、申請書に旧保険証を添えて、直接、当健保組合にお送りください。

公告第77号

●所在地変更のお知らせ

株式会社 オリオンツアー 新所在地：東京都中央区東日本橋3丁目10番6号 ※平成25年11月30日を以って所在地変更

●付加給付金並びに検診補助制度等を見直す方向で検討中です

当健保組合の独自給付として、出産育児一時金付加金(本人・家族)ならびに出産手当金付加金を設立時より設けておりますが、今後の健保財政に見合った制度に見直す方向で検討しております。背景には、被保険者の平均年齢の上昇、被扶養者の増加、医療費増大が要因です。具体的な見直し額や内容、施行時期については、次年度を予定しております。